

高齢者の就業と年金をめぐる課題

【60歳台前半の在職老齢年金制度の改善】(平成17年4月実施)

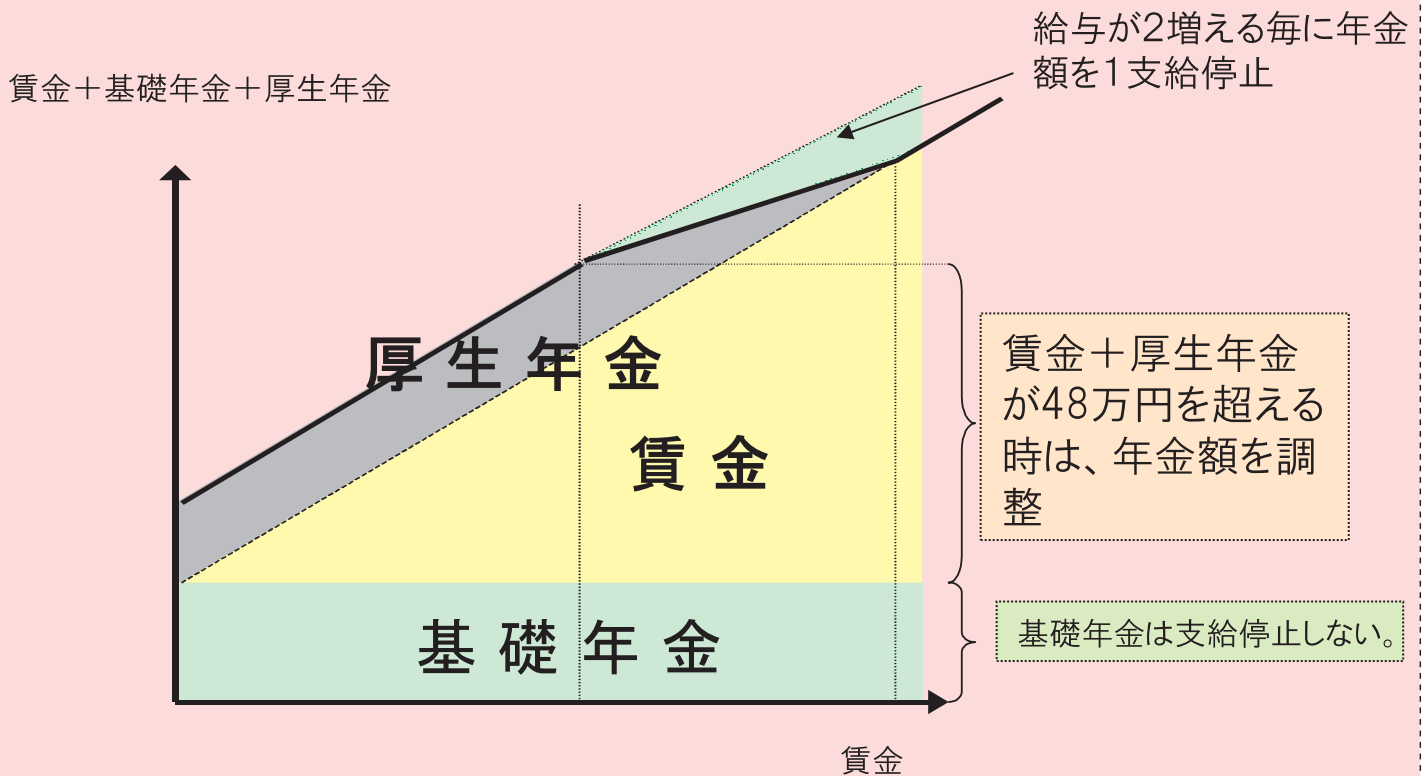
- 60歳台前半の方の就労を阻害せず、働くことに中立な仕組みとするため、在職中の老齢厚生年金一律2割支給停止の仕組みを廃止します。

【65歳以降の老齢厚生年金の繰下制度の導入】(平成19年4月実施)

【70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整】(平成19年4月実施)

- 世代間・世代内の公平を図るため、70歳以上の被用者の老齢厚生年金については、60歳台後半の被用者と同様の給付調整の仕組みを導入します。

【70歳以上の老齢厚生年金の給付調整】



※ この仕組みでの賃金は、ボーナス込みの月収